

## 中部小児急病センター運営費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市の小児初期救急医療の一環として、学校法人日本医科大学（以下「日本医科大学」という。）が行う中部小児急病センターの運営に必要な経費（以下「運営費」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、もって川崎市中部地域の小児初期救急医療体制の確保を図ることを目的とする。

### (補助対象事業)

第2条 中部小児急病センターは、小児科の初期救急医療を行うものとする。

2 中部小児急病センターは、小児病院群輪番制への対応体制及び通常の当直体制とは別に、専用の診療体制を確保するものとする。

3 中部小児急病センターの診療受付時間は、毎夜間午後6時30分から午後11時までとする。

### (運営費及び補助基準額)

第3条 補助の対象となる運営費は、本市会計期間（4月1日から翌年3月31日まで）に行う事業とし、別表1に定めるとおりとする。

2 補助金算定の基準となる額（以下「補助基準額」という。）は、別表2に定めるとおりとする。

### (補助金額の算定)

第4条 補助金の額は、運営費から診療収入その他の補助事業に伴う収入額を控除した額と、補助基準額を比較して、いずれか低い方の額とする。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (交付申請)

第5条 この補助金の交付申請は、中部小児急病センターを運営する日本医科大学（以下「補助事業者」という。）が行う。

2 補助金の交付申請は、中部小児急病センター運営費補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出して行うものとする。

### (交付決定)

第6条 補助金の交付申請があったときは、市長はその内容を審査し、相当と認めた場合は、中部小児急病センター運営費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

### (優先発注)

第7条 補助事業者は、第6条に規定する交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

(1) 1件の契約金額が1,000,000円を超えるとき。

(2) その他市長が必要と認める条件

2 補助事業者は、前項の規定により市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容に変更がない誓約書を提出した者を除く。

### (補助金の交付方法)

第8条 補助金は、半期ごとの概算払とする。

### (使途の制限)

第9条 補助金は、運営費以外の経費に使用してはならない。

### (状況報告)

第10条 補助事業者は、毎四半期終了後翌月末日までに、患者数等（患者居住区域別患者数、診療受付時間別患者数、患者の処置等）を記載した四半期ごとの事業実施状況報告書を市長に提出するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、年度終了後4月14日までに、当該年度の中部小児急病センター運営費補助金実績報告書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

2 補助対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える工事の発注、物品及び役務の調達等に係る契約がある場合は、必要事項を記載した発注実績報告書を併せて提出するものとする。また、第7条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

3 前項の規定による発注実績報告書を提出する場合で、第7条第1項ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積を徴収し難い事由がある場合には、入札（見積り）が行えないことに係る理由書を併せて提出するものとする。

（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合には、その内容を審査し、報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、中部小児急病センター運営費補助金交付確定通知書（第4号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（帳簿の保管）

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

（財産の処分の制限）

第14条 補助事業により取得又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、譲渡、交換、貸付け又は担保に供してはならない。

（調査）

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助金の使途及び経理の状況等について、関係書類の提出を求め、調査を行うことができる。

（補助の取消等）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正な手続により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を補助対象事業費以外の経費に使用したとき。
- (4) 前各号のほか、この要綱の規定に違反したとき。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

(別表1) 運営費

中部小児急病センターの運営に必要な以下の経費 報酬、給料、賃金、職員手当等、需用費（消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料、医薬材料費）役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減価償却費、資産消耗費
--

(別表2) 補助基準額

1 人件費

次の表の職種ごとの単価に、中部小児急病センターの診療に携わった日数、人数、補助率を乗じて算定した額

補助基準人数及び単価表（診療日1日あたり）

職 種	人 数	単 価
医師	1人	65,000円
薬剤師	1人	15,000円
看護師	1人	15,000円
臨床検査技師	1人	15,000円
放射線技師	1人	15,000円
事務員	2人	12,500円
補助率	70%	

2 その他管理等

	金 額
施設管理経費（中部小児急病センターの診療に係るものに限る。）	2,600,000円
補助率	70%

制 定 理 由

小児初期救急医療体制の確保を図るため、この要綱を制定するものである。

(第1号様式)

年 月 日

(あて先) 川崎市長

申請者 法人名称

住所

代表者名

中部小児急病センター運営費補助金交付申請書

中部小児急病センター運営費補助金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、次のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 医療機関の名称
- 2 医療機関の所在地
- 3 事業実施期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 補助金交付申請額 金 円
- 5 添付書類
  - (1) 中部小児急病センター運営費補助金交付申請額算出内訳書
  - (2) 中部小児急病センター収支予算書
  - (3) その他参考となる資料

(第2号様式)

中部小児急病センター運営費補助金交付決定通知書

川崎市指令 第 号

法人名称

住所

代表者名

年 月 日付で申請のありました、中部小児急病センター運営費補助金については、下記の条件をつけて補助金を交付します。

年 月 日

川崎市長

印

1 補助金交付額

金 円

2 補助金交付の条件

(1) 次のいずれかに該当する場合には、速やかに市長に報告し、その承認を受けてください。

ア 補助事業等の内容の変更を行なう場合

イ 補助事業等を中止し、又は廃止する場合

(2) 補助事業等の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けてください。

(3) この書面に定める事項のほか、補助金交付の条件は、中部小児急病センター運営費補助金交付要綱及び川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）の定めるところによります。

(4) この補助金は、補助金交付決定通知後、概算で交付し、補助事業終了後精算するものとします。

(5) 川崎市が、交付すべき補助金の額を確定した場合、既に確定額を超えて補助金が交付されているときは、当該確定額を超える部分に係る補助金を返還すること。

(6) この通知に係る補助金の交付の内容又は条件に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、補助金交付申請の取下げをすることができます。

(第3号様式)

年 月 日

(あて先) 川崎市長

申請者 法人名称

住所

代表者名

中部小児急病センター運営費補助金実績報告書

中部小児急病センター運営費補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

1 医療機関の名称

2 医療機関の所在地

3 事業実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 補助金交付決定額 金 円

5 添付書類

(1) 中部小児急病センター運営費補助金算出内訳書

(2) 中部小児急病センター収支決算書

(3) その他必要な資料

(第4号様式)

中部小児急病センター運営費補助金交付確定通知書

文 書 番 号

法人名称

住所

代表者名

年 月 日付で事業報告のありました、中部小児急病センター運営費補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

年 月 日

川崎市長

印

1 補助金交付額

金

円